

**【アピール】 安倍政権による「教育再生」政策に反対し、  
日本国憲法にもとづく社会科・歴史教育の実践を進めましょう。**

第二次安倍内閣は、発足早々「教育再生実行会議」を設置し、第一次内閣で「我が国と郷土を愛する」ことを盛り込んだ「改正」教育基本法（2006年）の具体化に突き進んでいます。教育委員会制度「改革」、教科書検定基準の改定、「道徳」の教科化や学制（6・3・3・4制）の見直しなど、矢継ぎ早に打ち出される「教育再生」政策は、いずれも子どもと教育に重大な悪影響をもたらす危険なものです。

安倍内閣は、今国会に、首長が主宰する「総合教育施策会議」（仮称）のもとに教育行政を決定する教育委員会制度「改革」法案（「地方教育行政法改革案」）を提出するとしています。これには、政治がどこまでも介入できる制度に変質し、日本国憲法が示す平和で人権が尊重される社会をめざす教育が脅かされると各方面から疑念が出されています。

教育委員会制度は、かつての中央集権的な軍国主義教育の反省をふまえて、戦後、教育の地方自治の実現を目的として導入されました（1947年）。この「改革」が実施されれば、首長の権限が強化され、国・文部科学大臣からの上意下達のエグゼクティブが進められることとなります。それは公選制を廃止（1956年）し、首長任命制に変更した時以来の大きな転換であり、曲がりなりにも合議制が維持されてきた教育委員会のありかたを根底からくつがえすこととなります。この「改革案」は、いじめ問題などで教育委員会の対応に批判が高まったことを利用して、意図的に制度を「改革」する話にすり替えたものです。

安倍自民党内閣は、歴史教科書の「近隣諸国条項」の見直しを公約のひとつに掲げて成立しました。安倍内閣の下で、「慰安婦」問題で旧日本軍の関与を認めた「河野官房長官談話」（1993年）や、「植民地支配と侵略によって諸国民に多大の損害と苦痛を与えたことを再確認」した「村山首相談話」（1995年）の見直しや検証が、公然と語られてきました。こうした考えの上に教科書を「見直す」ことは、安倍氏の悲願とされています。

文部科学大臣は、今年1月に中学校社会科と高校地理・公民科の「学習指導要領解説」の一部を改め、教科書検定基準を改訂しました。これは教科書の内容を政府が細かく統制し、事実上の「国定教科書」づくりをめざすものです。

新しい検定基準では、異論があることなどを理由に「通説がない事項」とされれば、その記述は規制を受けます。それは南京虐殺や日本軍「慰安婦」などについて、学問的には成り立たない意見をもとに、明らかにされてきた事実をゆがめる記述を可能にします。また、「確定判決」と同様に「政府見解」も教科書記述の基準にせよといっています。それは、子どもの思考力や判断力を育てるのではなく、たとえば「固有の領土」の主張に基づく領土争いや、3・11の経験を無視した安全神話に基づく原発の再稼働・輸出推進などを子どもに押しつけ、政府の考えを鵜呑みにする国民をうみだすことにつながります。

さらに、検定審査要項に「教育基本法の目標等に照らして重大な欠陥があれば検定不合格とする」という項目

が新設されました。これは、何が「重大な欠陥」かを明らかにせず「一発不合格」にすることができる規定で、検定に向けて編集作業をすすめる出版社に自主規制を強要するものです。

「世界一、企業が活動しやすい国」をかかげる安倍内閣の「教育再生」政策は、新自由主義的改革を実行し、国際競争に貢献できる人材養成を目的としたものでもあります。すべての子どもが等しく学ぶのではなく、エリートにだけ早期教育をほどこしたり、大学間格差を利用し、企業の利益に役立つ研究をする一部の大学に研究費が多く配分されようとしています。貧困と失業などが原因の家庭崩壊や、格差の拡大、教員多忙化など、複雑な要因によって生れる「いじめ問題」は、禁止や処罰などの管理的対応で解決できないことは現場の経験で明らかです。「道徳の教科化」は規範意識や愛国心を押しつけすり込むという、教育の本質からかけ離れたものです。

昨年末、安倍内閣は、秘密保護法を、戦前の「治安維持法」体制の再来ではないかという多くの国民の批判を無視して強行採決しました。首相は、戦争を美化しA級戦犯を合祀する靖国神社を参拝し、中国や韓国などアジアからだけでなくアメリカやEUなどからも批判を受けました。首相は、解釈改憲の立場で集団的自衛権行使を容認する発言をくりかえしています。また、戦争当事国や紛争地域に武器製品が輸出できるよう「武器輸出三原則」見直しを進めています。「教育再生」政策は、こうした「海外で戦争できる国」づくりと一体で進められているのではないかと指摘されています。

私たち歴史教育者協議会は、創立以来「過去においてあやまった歴史教育が軍国主義やファシズムの最大の支柱の一つとされていた事実を痛切に反省し、正しい歴史教育を確立し発展させる」という「設立趣意書」にもとづいて、日本国憲法の掲げる民主的で平和主義を希求する社会科・歴史教育の実践を一貫して追求してきました。

私たちは、子どもの学びと育ちを保障しない「教育再生」政策に反対します。

歴史の事実や歴史に生きた人々、世界や日本で起きている現実や地域に生きる人々にしっかり目を向け、他者の痛みや喜びに共感し、未来を展望できる実践を更に交流していきましょう。人権を無視し偏狭なナショナリズムをあおる、外国人などに対する「ヘイトスピーチ」も各地で繰り返されています。排外主義や差別・いじめに反対し、一人ひとりの子どもに寄り添い、向き合い、子どもの人格を尊重する実践をすすめましょう。子どもたちが意見を出し合い、学び合い、憲法に示される人権・平和・文化・働く人の権利など民主主義についての知識を身につけ認識を深め、子どもが感性豊かな市民的倫理観が持てるような実践を創造し、交流していきましょう。

2014年3月30日

一般社団法人歴史教育者協議会 臨時社員総会（全国委員会）